

## 改正の概要

### 改正する要領

鋼船規則検査要領 S 編  
(外国籍船舶用)

### 改正事項

危険化学品ばら積船に積載する貨物に関する事項

### 改正理由

2004 年 10 月に開催された IMO 第 52 回海洋環境保護委員会 (MEPC52) 及び同年 12 月に開催された IMO 第 79 回海上安全委員会 (MSC79) において採択された改正 IBC Code により, 新しい Hazard Criteria に従って危険液体化学品の汚染分類及び船型要件が大幅に見直され, 本会は, それらを 2006 年 10 月 3 日付 Rule No.55 及び Notice No.67 (外国籍船舶用) として鋼船規則等に取り入れている。

その後, IMO は, 改正 IBC Code 採択当時には未査定物質であった危険液体化学品の一部の査定結果及び改正 IBC Code にて掲載されている危険液体化学品の査定結果の一部修正を 2006 年 12 月に MEPC.2/Circ.12 として回章している。

今般, 改正 IBC Code の追加要件として MEPC.2/Circ.12 を参照するべく, 関連規定を改める。

### 改正内容

- (1) 規則 S 編 17 章表 S17.1『最低要件一覧表』に示す危険液体化学品以外で仮査定済の危険液体化学品, 及び当該一覧表から変更のあった危険液体化学品の最低要件については, 最新の MEPC.2/Circ.を参照するよう, 関連規定を改める。
- (2) 規則 S 編 18 章に規定の『本編の規定を受けない化学品の一覧表』に示す化学品以外で仮査定済の“S 編の規定を受けない化学品”については, 最新の MEPC.2/Circ.を参照するよう, 関連規定を改める。